

リサイクル産業育成支援事業

県内の産業廃棄物処理業者等が行う、産業廃棄物を処理・加工してリサイクルする施設の新設、増設、更新（処理の効率化・品質の向上につながるもの）に要する経費の一部を補助します。

補助対象

1. 対象者

- (1) 県内において、リサイクルを行う施設の新設、増設、更新（処理の効率化、品質の向上につながるもの）を行う者であること。
- (2) リサイクルを実施するための適切な知識及び技能並びに経理的基礎を有していること。
- (3) 過去5年以内に廃掃法の違反がないこと。
- (4) 県税の未納がないこと。
- (5) 交付要綱で定める暴力団排除の要件を満たしていること。

2. 対象事業（以下の要件を全て満たす事業）

- (1) 施設の新設又は増設若しくは処理の効率化、品質の向上につながる更新により、リサイクルされた製品の生産及び販売計画が、事業を安定かつ継続して実施できる見通しがあること。
- (2) 原料となる産業廃棄物は、リサイクルに適した性状であり、一定の供給量が確保されることが確実で、その70%以上が県内から排出される産業廃棄物が使用されると見込まれること。
- (3) 補助対象となる事業の実施に当たり、廃掃法、その他の法令に基づく許可が必要な場合は、その許可を受けている、又は確実に受ける見込みがあること。
- (4) 補助事業の実施に当たり、周辺的生活環境への支障を生じさせる恐れがないこと。
- (5) 投資額の予定額が5百万円以上であること。
- (6) 補助金の交付申請書を提出する日までに土地の取得若しくは賃借をしていること。

補助内容

1. 補助対象経費

- ①建築(構築)費、②建物付属設備費、③機械装置費、④その他知事が必要と認めるもの

2. 補助率

投資額補助対象経費の1/2以内(ただし、木くず、廃プラスチック類、汚泥又は動植物性残さのリサイクル等を推進するもの及び熱回収を推進するものについては、2/3以内)

3. 補助限度額

1,000万円以内

なお、事業計画書に定めたリサイクル率等の目標値については、補助事業完了後5年間検証します。

4. 採択要件

過去に本補助事業における補助金の交付を受けていない者を優先する。



【問い合わせ先】

佐賀県県民環境部
循環型社会推進課 3R推進担当
〒840-8570 佐賀市城内1-1-59
電話 0952-25-7078
FAX 0952-25-7109
メール junkangatasyakai@pref.saga.lg.jp